

法	人	名	(福)光の家
監	査	実	施
年	月	日	令和7年12月18日(木) 9時～14時
監	査	員	氏
名			藤井、笠見

No	項目	根拠	指摘事項	指摘区分
1	理事	社会福祉法 第44条 第3項 社会福祉法人光の家 定款 第15条第1項	令和7年6月28日の改選時点で、理事が定数を満たしていないため、早急に定数を選任すること。 また、令和5年6月に理事が1名欠員となっているが、長期にわたり補充がされていない。定款で定めた員数の三分の一を超えない欠員については、法的に明記されているものはないが、理事会の役割が十分に発揮できないおそれがあるため、速やかに新理事を選任することが望ましい。	文書
2	評議員会	社会福祉法第45条の9 第10項 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第182条第1項	評議員会の招集通知(令和7年3月24日付)が、開催日(令和7年3月30日)の一週間前までに発出されていない。 通知日と開催日は中7日間あけること。	文書
3	借入金	社会福祉法 第45条の23 社会福祉法人光の家 定款 第34条 社会福祉法人光の家 経理規程 第39条第1項 社会福祉法会計基準の運用上の留意事項1(4)	銀行からの借入について、社会福祉法人光の家経理規程第39条第1項に定められた、借入の理由及び返済計画に関する書類が作成されておらず、理事長の承認も確認できない。 今後は経理規程を遵守して事務処理を行うこと。	文書
4	借入金	社会福祉法 第45条の13 第4項 社会福祉法人 光の家 定款 第24条 社会福祉法人光の家 定款細則 理事長専決規程 指導監査ガイドラインP32	運営資金の借入について、理事長専決規程で多額ではない借入の権限が委任されていないにもかかわらず、理事長専決で借入を行っている。 借入については理事会で決議を受けたうえで行うこと。	文書